

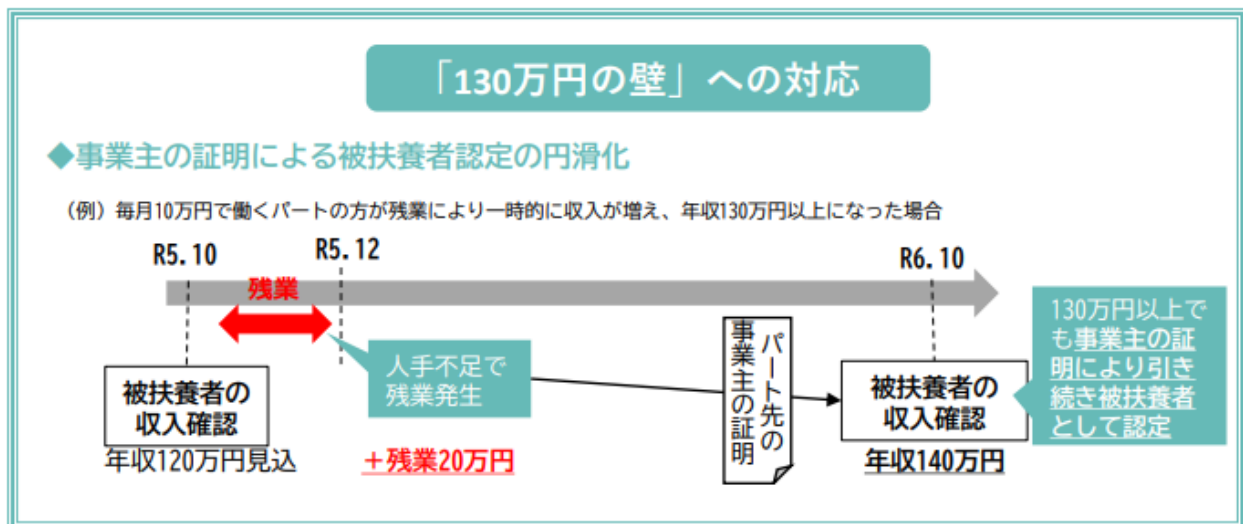


2023年12月1日

## 事務所ニュース Vol.301

### 事業主の証明による被扶養者認定

厚生年金保険及び健康保険（以下「社会保険」といいます。）においては、会社員の配偶者等で一定の収入がない方は、被扶養者（20歳以上60歳未満の配偶者は、併せて国民年金第3号被保険者となります。）として、保険料の負担が発生しません。厚生年金保険の被保険者数が常時100人以下の事業所で働く短時間労働者などの場合は、年収130万円以上となることで、被扶養者（第3号被保険者）でなくなり、社会保険料の負担が発生します。こうしたいわゆる「130万円の壁」に対応し、社会全体で労働力を確保するとともに、労働者自身も希望どおり働くことのできる環境づくりを後押しするため「年収の壁・支援強化パッケージ」が策定されました。その中の一つに「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」があります。



出典：厚生労働省 HP「年収の壁・支援強化パッケージ」

事業主の証明による被扶養者認定の円滑化は、被扶養者（認定対象者を含む。以下同じ。）の収入確認に当たって、通常提出が求められる書類（被扶養者（異動）届、被扶養者状況確認リストなど）と併せて、一時的な収入変動である旨の事業主の証明を提出することで、保険者（協会けんぽ・健康保険組合など）による円滑な被扶養者認定を図るものです。シフト制であっても同様の取扱いとなります。一時的に勤務が増加することにより収入超過となる場合は、事業主の証明による被扶養者の認定の円滑化の対象となります。ただし、契約変更により時給等が上昇し、通常どおり勤務した場合においても収入超過が見込まれる場合は対象となりません。

また、被扶養者が被保険者と同居している場合に、被扶養者の年間収入が被保険者（配偶者）の年間収入を上回る場合や、被扶養者が被保険者と同居していない場合に、被扶養者の年間収入が被保険

者からの援助（仕送り）による収入額を上回る場合には、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められず、被扶養者の認定がされない、もしくは取り消されます。

事業主の証明による被扶養者認定については、あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限としています。

### 被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者<sup>※1</sup>については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である130万円未満<sup>※2</sup>です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※2 60歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180万円未満となります。

#### 【被保険者・被扶養者記載欄】

提出年月日 <sup>※3</sup>		令和 年 月 日
被保険者	(フリガナ) 氏 名	
	被保険者等記号・番号	
被扶養者	(フリガナ) 氏 名	
	被保険者等記号・番号	

※3 被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する際に記載してください。

#### 【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 ー
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	
雇用契約等により本来想定される年間収入	円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで
上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）	円

※4 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する書類となります。

※5 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。

出典：厚生労働省 HP「事業主証明書様式」

事業主の証明についてご不明な点がございましたら、当事務所までお問い合わせください

#### ・第3期分労働保険料の納入について

口座振替の事業所様は、令和6年1月12日（金）にご指定の口座よりお振替えさせていただきます。詳細につきましては後日発送致します「労働保険料等口座振替のお知らせ」にてご確認をお願いします。

振込の事業所様は、令和6年1月31日（水）をお振込期限とさせていただいております。詳細につきましては今月末に「労働保険料等納入のお知らせ」を発送致しますので、ご確認をお願いします。

#### ・年末年始の休業日について

12月29日（金）～1月4日（木）まで年末年始の休暇とさせていただきます。

#### 後記

今年も残すところあと1カ月になりました。12月の師走というのは、仏事で坊主が慌ただしく駆け回り、忙しくしている様が由来のひとつと言われているそうです。今年はいい意味ですが、この由来通りの年末になりそうです。皆様もよい年末をお過ごしください。(HT)

